



[長野県は「SDGs未来都市」です]



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

新築住宅のZEH水準(現行誘導基準)の適合義務化及び 建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化に係る検討状況について



しあわせ信州

条例制定に向けた経過・スケジュール（案）

時 期	手続・行事	内容等
R6.7.29	長野県環境審議会へ諮問	
9.18	第 1 回専門委員会	条例改正について
11.25	第 2 回専門委員会・公聴会	
R7.2.3	第 3 回専門委員会	条例改正案（たたき台）について
2.13~3.14	令和 7 年 2 月県議会定例会	同上
2.17~3.21	市町村、関係団体等への意見照会	//
3.18	長野県環境審議会へ中間報告	検討状況の報告
4.21	県議会環境委員会・建設委員会初委員会	条例制定の趣旨等について
6.4	第 4 回専門委員会	意見照会結果、審議会報告案
8.1	長野県環境審議会へ報告	審議会答申として議論
令和 7 年度中目途	議案提出	

長野県環境審議会

建築物における省エネの推進及び再エネの普及拡大に関する専門委員会・委員名簿

(五十音順・敬称略、◎：委員長、○職務代理者)

委員名	ふりがな	職 名
一由 貴史	いちよし たかし	長野第一法律事務所 弁護士
川島 宏一郎	かわしま こういちろう	公益社団法人長野県建築士会 理事兼建築活動委員会副委員長兼 伝統的建造物研究部会長
佐藤 一利	さとう かずとし	長野県建設労働組合連合会住宅対策部 執行委員
◎高村 秀紀	たかむら ひでき	信州大学工学部建築学科 教授
○茅野 恒秀	ちの つねひで	法政大学社会学部 教授
前 真之	まえ まさゆき	東京大学大学院工学系研究科 准教授
安江 将道	やすえ まさみち	公益社団法人長野県宅地建物取引業協会情報提供委員会 情報提供委員長

分類	ご意見	対応の方向性（案）
義務化の時期	・ 条例改正の時期（公布や施行の時期及び周知期間）は妥当。 可能な限り早期に条例改正をお願いしたい。	・省エネ適合義務基準強化については、適切な周知期間を設け、その間に事業者の技術向上を図るなど、全事業者が対応可能となるような時期としたい。 ・再エネ設備設置義務についても、事業計画などへの影響等を考慮し、適切な周知期間を設け、早期に条例改正をしたい。
憲法・法律	・再エネ設備導入について、たたき台で示された義務の「 対象 」や「 水準 」は、 法的な基準 （合理性の基準のうち手段の相当性） を満たす。	—
支援策	・再エネ設備導入の検討に係る設計者からの説明義務について、説明内容をまとめた ガイドラインの作成 や 設計者への講習会等 を実施していただきたい。	・説明内容に係る一定の水準を確保するため、設計者向けのガイドラインの作成や講習会等を実施していきたい。
	・条例改正による義務化に当たっては、物価高騰の現状も踏まえ支援を充実させるなど、 県民の生活に配慮 いただきたい。	・金融機関等と連携して具体的な支援策について検討してまいりたい。
その他	・ジュール換算係数については、電気が不利にならないよう、二次エネルギー換算ではなく、省エネ計算で一般的な一次エネルギー換算を採用した方がよいのではないか。	・当面は、建築物省エネ法で規定している一次エネルギー換算係数「9.76MJ/kWh」を使用することとしたい。
	・義務付けるエネルギー量を満たす再エネ設備容量について、太陽光発電設備容量だけでなく他の再エネ設備についても記載してはどうか。	・例えば、太陽光発電設備容量4.5kWに相当するのは、小水力発電にあつては約0.58kW、太陽熱利用設備にあつては約27㎡となる。

分類	ご意見	対応の方向性（案）
全般	・全体の方向性に異論はないが、人手不足の中、省エネ適合義務基準強化及び再生可能エネルギー設備の設置を義務付けることにより、工事着工が遅延してしまわないか。	・省エネ適合義務基準強化に伴う作業工種や作業量の増加は限定的であり、工事着工への影響は少ないと考えている。 ・再生可能エネルギー設備の設置は、新築建築物の完工後でも可として考えているため、工事着工が遅延するおそれは少ないと考えている。
	・省エネ適合義務基準強化については、ゼロカーボンに向けて「推進」すべき内容だと感じている。	・県民への周知・説明を十分に行い、ゼロカーボン実現に向け推進してまいりたい。
支援策	・義務化による設置工事費の増加に対して、固定資産税の免除だけでなく税額控除等も必要ではないか。	・幅広く意見を聴きながら具体的な支援策について検討してまいりたい。
義務の水準	・再生可能エネルギー設備の設置義務化については、法律がない状況のため大きな反発を受けるのではないか。	・義務化の必要性や妥当性については、これまでの専門委員会において示してきており、今後は、説明会の開催やパブリックコメントなどを活用し、引き続き2050ゼロカーボンの実現の重要性などを踏まえた目標達成への取り組みについて丁寧に説明していきたい。
	・再生可能エネルギー設備の設置義務は300㎡で線引きをしているが、比較している他の自治体（京都府）と長野県では状況が異なっているのではないか。	・1 住宅当たり延べ床面積（長野県：119.48㎡、京都府：85.20㎡ 資料「令和 5 年住宅・土地統計調査」（総務省統計局））は多少開きはあるものの、300㎡未満にも対象を拡大することは経済的自由権に対する過度な制約となるおそれがあるため、現状においては300㎡で線引きをしたい。

意見照会等

- 照会事項：**
- 1 国のZEH水準適合義務付けに先駆けた新築住宅の適合義務基準強化**
 - ▶1-1 国の適合義務基準強化を前倒し、現行誘導基準を義務化することについて
 - ▶1-2 現行誘導基準を義務化する時期について
 - ▶1-3 現行誘導基準を義務化するにあたっての必要な支援策、誘導策について
 - ▶1-4 その他
 - 2 建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化**
 - ▶2-1 300㎡以上の新築建築物の建築主に対し再エネ設備設置を義務化することについて
 - ▶2-2 延床面積に応じ2万MJ～20万MJの再エネ設備設置を義務化することについて
 - ▶2-3 建築物の設計者に対し建築主への再エネ設備を導入検討に係る説明義務化について
 - ▶2-4 再エネ設備設置を義務化するにあたっての必要な支援策、誘導策について
 - ▶2-5 その他
- 募集期間：**令和7年2月17日（月）～3月21日（金）
- 照会先：**▶**建築関係団体**₍₁₅₎▶**ハウスメーカー／住宅メーカー**₍₁₉₎▶**経済団体**₍₄₎▶**市町村**₍₇₇₎

※()は照会先の団体数。なお、照会先の各団体から個人事務所などにさらに照会がされている場合もあり。

照会結果

照会結果：49者より回答あり。

7ページから15ページまでの意見件数欄に記載の凡例：建築＝建築関係団体、ハウスメーカー／住宅メーカー＝ハウス

※ハウスメーカー/住宅メーカーに含まれない建設会社や設計会社は建築関係団体に算入。

1-1 国の適合義務基準強化を前倒し、現行誘導基準を義務化することについて

7

分類	意見件数	主なご意見	対応の方向性（案）
全 般	13件 （建築 : 5 ハウス : 4 市町村 : 4）	・2050年までは残り25年しか残っておらず、国の適合基準を待つことは賢明ではない。 ・長野県が率先して適合義務基準強化を前倒しする事は非常に有意義である。	・県としては2050ゼロカーボンの実現に向けては、できるだけ早期に適合義務基準を強化し、住宅分野におけるCO2排出量削減を行う必要があると考えている。
支援策	10件 （建築 : 8 市町村 : 2）	・明確な費用対効果を踏まえた上で補助金などを考慮することが必要。 ・事業者や建築主に対する技術・コスト面の負担が増加することが懸念される。特に、中小工務店にとっては設計・施工の対応が難しくなる可能性がある。	・イニシャルコストが光熱費の削減等により回収できる点などの費用対効果を十分に周知するとともに、国の補助金制度と県の助成金制度の両輪で誘導基準以上の住宅への支援を実施していきたい。 ・関係団体等とも連携して、県内工務店・設計者の技術力向上に対する支援を実施していきたい。
義務化の必要性	8件 （建築 : 4 ハウス : 1 市町村 : 3）	・国が2030年に義務化する方針を示す中で、2年前倒しすることの必要性について、県民に理解を求める必要がある。	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいりたい ・県民に理解が得られるよう、様々な場で必要性やメリットの説明を丁寧を実施していきたい。
制度周知	5件 （建築 : 1 市町村 : 4）	・国よりも長野県が基準強化を前倒しする意図や理由が周知されていない。	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいりたい ・県民に理解が得られるよう、様々な場で必要性やメリットの説明を丁寧を実施していきたい。 ・効果的な広報周知の方法も併せて検討していきたい。
その他 （意見なしを含む）	13件 （建築 : 3 ハウス : 2 市町村 : 8）	・ZEH水準への引き上げは建設コストの上昇に直結するため、購入控えが進み住宅市場の冷え込みを懸念。 ・国の適合義務基準強化案の内容が変わることがないのか懸念される。	・イニシャルコストが光熱費の削減等により回収できる点などの費用対効果を十分に周知していきたい。 ・国の検討状況の確認や情報収集を継続的に実施していきたい。

分類	意見 件数	主なご意見	対応の方向性（案）
適 切	18件 建築 : 9 ハウス : 4 市町村 : 5	・公布より2年の猶予は、十分な周知期間である。 ・2年前倒しすることは施主にとって有益である。	—
時期が早い	12件 建築 : 7 ハウス : 2 市町村 : 3	・国の義務化と同時期でよい。 ・物価上昇のなか、このタイミングですぐに生活に必須ではないことを施策や地球規模のために、前倒し義務化することに疑念を抱く。	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいりたい。 ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
時期が遅い	1件 建築 : 1	・長野県が掲げる目標「二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量を2030 年度に6割減」を達成するためには、一日も早い現行誘導基準以上の義務化が必要である。	—
その他 （意見なしを含む）	18件 建築 : 4 ハウス : 1 市町村 : 13	・経済動向等を見て、時期を検討すること。	・県内の経済動向や新築着工戸数等を注視し、必要な対応を検討していきたい。
		・工務店やハウスメーカーへのヒアリングを行い、実情に合った周知期間設定が望ましい。	・定期的に建築関係団体とも意見交換等を実施し県内の状況把握に努めたい。
		・3・4地域においては時期の前倒しは問題ないが、2地域においては従来の義務化の時期とし、断熱性能の向上について検討する期間を確保したい。	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、地域を限定するのではなく、全地域において早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、地域区分ごとに義務基準強化の時期を分けることは考えていない。

分類	意見 件数	主なご意見	対応の方向性（案）
費用的支援	20件 （建築：10 ハウス：4 市町村：6）	・補助金・助成金制度の拡充による負担軽減が必要。 ・金利優遇策などの支援策も必要。	・国の補助金制度と県の助成金制度の両輪で誘導基準以上の住宅への支援を実施していきたい。 ・金融機関と連携して金利優遇などの支援策を協議・検討していきたい。
技術的支援	2件 （建築：1 ハウス：1）	・中小工務店・設計事務所向けの技術研修・サポートが必要。 ・家を作る側に技術やノウハウが無ければ、定められた省エネ適合義務基準を満たすことは出来ない。	・関係団体等とも連携して、県内工務店・設計者の技術力向上に対する支援を実施していきたい。
制度周知	6件 （建築：2 市町村：4）	・建築主の負担増のイメージが強いので、 <u>メリットや補助の説明をすべき。</u>	・県民に理解が得られるよう、様々な場で必要性やメリットの説明を丁寧に実施していきたい。 ・効果的な広報周知の方法も併せて検討していきたい。
その他 （意見なしを含む）	21件 （建築：8 ハウス：2 市町村：11）	・補助金等も重要だが、 <u>すでにZEH水準を選択して新築した県民との公平性を考慮</u> すると、安易に新たな補助金創設や既存補助金の嵩上げによる支援は <u>不公平感が残る。</u>	—

分類	意見 件数	主なご意見	対応の方向性（案）
全 般	6件 〔 建築 : 5 市町村 : 1 〕	・国に先駆けて寒い信州での取り組みは、 <u>他県に対してもいい刺激</u> になる。	・他の地方公共団体等とも積極的に情報交換等をしていきたい。
制度周知	2件 〔 建築 : 2 〕	・ <u>建築主への啓蒙と理解がまず必要</u> なので、行政が建築主へ十分説明・周知を図ってほしい。	・県民に理解が得られるよう、様々な場で必要性やメリットの説明を丁寧を実施していきたい。 ・効果的な広報周知の方法も併せて検討していきたい。
時 期	1件 〔 建築 : 1 〕	・ <u>急速な適合基準強化は施工業者、建築主にとってはかなり厳しい</u> 。	・条例改正・公布から準備周知期間として2年程度を確保したうえで、施行を考えている。
その他 （意見なしを含む）	40件 〔 建築 : 13 ハウス : 7 市町村 : 20 〕	・建築確認申請に時間がかかってしまう事の影響が大きいので、 <u>断熱性能をあげつつ着工が遅れない方法</u> を考えてほしい。	・誘導基準への適合について、省エネ基準と同様に仕様基準を採用することが可能であることを周知していきたい。

分類	意見件数	主なご意見	対応の方向性（案）
全般	4件 （建築 : 1 ハウス : 2 市町村 : 1）	・基本的には賛同しますが、 <u>共用部での電力消費が少ない</u> 又は <u>無い賃貸住宅の場合、発電電気をどう消費するのか</u> 。	・売電による投資回収のシミュレーションでは、共用部での電力消費が少ない又ははない共同住宅であっても、投資額を回収できる見込みとなっている。 また、ご指摘の点については、初期投資を要しないオフサイトPPAによっても対応が可能となっている。
義務化の必要性	2件 （建築 : 1 市町村 : 1）	・ <u>300㎡以上の住宅・非住宅に再エネ設備導入義務を課した場合、2050カーボンニュートラルの目標達成に、どの程度の効果があるのか</u> 疑問がある。	・2050ゼロカーボンの実現に向けては、義務対象建築物への再エネ設備の設置は必要と考えている。
義務の対象外	5件 （建築 : 3 市町村 : 2）	・ <u>多雪地域</u> や <u>狭小地</u> など、設置が難しいケースに対する <u>柔軟な対応が必要</u>	・多雪地域や日照条件が著しく不利な場合等には、義務対象外又は緩和をするよう引き続き検討を進めてまいりたい。
制度周知	4件 （建築 : 3 市町村 : 1）	・環境課題の解消に向けた対応は理解できるが、 <u>義務化の説明を明確にすべき</u> ではないか。	・再エネ設備の導入の重要性については、長野県ゼロカーボン戦略などで示しており、義務化に当たっては、その理由や必要性を含め、建築主・設計者及び施工業者等への早期の周知を行うとともに、分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
廃棄	2件 （建築 : 1 市町村 : 1）	・太陽光発電設備の <u>廃棄に関する関係機関等の調整</u> はされているのか。	・県における適正処理の在り方については国の動向を踏まえながら検討を進めてまいりたい。
支援策	6件 （建築 : 3 ハウス : 1 市町村 : 2）	・建築主の経済的負担が大きいため、 <u>何らかの支援策は必要</u> ではないか。	・金融機関等と連携して具体的な支援策について検討してまいりたい。 ・初期費用 0 円での設置モデルの普及も進めてまいりたい。
他制度との調整	2件 （市町村 : 2）	・敷地も可としているが、自治体によっては野立て太陽光発電設備について自治体独自の対応をしているため、調整が必要ではないか。	・長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例を施行したことから、引き続き関係機関と連携しながら同条例に基づく適切な運用をしてまいりたい。
その他 （意見なしを含む）	30件 （建築 : 10 ハウス : 4 市町村 : 16）	・建築物における <u>脱炭素化を一層促進する施策として有効</u> と見込まれる。 ・今般、地球温暖化が進んでいる中、 <u>早期に検討する事案</u> であると考え	—

分類	意見件数	主なご意見	対応の方向性（案）
全般	4件 市町村 : 4	・太陽光がデザイン的に乗せたくない場合もあるので、 義務とするのはやりすぎ ではないか。	・2050ゼロカーボンの実現に向けては、新築建築物への再エネ設備の設置は必要と考えているが、建築面積が小さく再エネ設備を設置できるスペースが限られているなど合理的な理由により設置する再エネ設備のエネルギー量が基準を満たすことができない場合には、義務化の緩和をできないか引き続き検討してまいりたい。なお、再エネ設備設置の義務は300㎡以上の新築建築物を対象としているため、一般的な戸建住宅に対する義務化はおおよそ想定していない。
容量の考え	9件 建築 : 3 ハウス : 2 市町村 : 4	・義務付けるエネルギー量については、 建築物の使用用途を勘案すべき ではないか。	・先行する他の自治体を参考にするとともに建築物におけるエネルギー消費量は延床面積に比例し大きくなる傾向にあることから、延床面積を基準に義務付けるエネルギー量を算出する案としている。
義務の対象外	2件 建築 : 2	・義務化基準の 明確化 と 柔軟な適用 が求められる。	・義務付けるエネルギー量にあっては延床面積に応じ上限と下限を定め、義務対象外にあってはその範囲及びその方法について適切な設定ができるよう他の自治体の運用も参考にしながら検討してまいりたい。
制度周知	2件 建築 : 1 ハウス : 1	・50kw以上で「自家用電気工作物」となっているが、「10kW以上以下」でも手続き、小出力発電設備となり手続き、電気技術者の扱いが変わることが説明されていない。また報告義務が増えることなど丁寧な説明が必要。	・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等への早期の周知を行うとともに、分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
その他 （意見なしを含む）	24件 建築 : 7 ハウス : 4 市町村 : 13	・建築規模に応じた設置規模については賛成。 ・建物の規模に応じた再エネ設備とするのは良いと思う。また、エネルギー量も妥当だと思う。	—

分類	意見件数	主なご意見	対応の方向性（案）
全般	12件 建築 : 6 ハウス : 4 市町村 : 2	・説明のタイミング、設計者が行ったかの記録を残すか、それを県等への報告義務については、明確に方針を示していただきたい。 ・導入検討に必要な情報の説明義務など設計者の負担が大きいと思われる。	・説明の時期については、建築主の自主的な再エネ設備設置が促進されるよう適切な時期を検討してまいりたい。また、現在は、延床面積300㎡未満の住宅の設計者には建築主から再生可能エネルギー設備の導入の検討を求められたときに検討の内容を説明し、県に報告する義務を課しており、この報告義務を踏まえ検討してまいりたい。 ・2050ゼロカーボンの実現に向け、持続可能な建築物を推進することにより設計者としての価値を高められると考えているため、説明義務については、設計者の理解が得られるよう努めてまいりたい。
説明内容の標準化	8件 建築 : 5 ハウス : 1 市町村 : 2	・検討内容、及び説明内容の詳細度には設計者によりバラつきがあり、制度が実効性に乏しい印象がある。 ・説明するためにコストアップ試算資料が必要になる。どの様な設備が有るのか、施主様の要望に対応する資料作成が困難。	・説明内容の標準化が図れるようガイドラインの作成や講習会の開催を検討してまいりたい。
制度周知	3件 建築 : 2 ハウス : 1	・消費者へどれだけ浸透できるのか。周知方法が重要ではないか。	・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等への早期の周知を行うとともに、分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
その他 （意見なしを含む）	27件 建築 : 8 ハウス : 2 市町村 : 17	・賛成する。検討時に合わせてメリットを説明することで、事業者の認識も変わってくるのではないか。 ・広く理解していただき、選択の機会を設けるためにもよいと思う。	—

分類	意見件数 (主な提出者)	主なご意見	対応の方向性（案）
経済的支援	23件 (建築 :10 ハウス :2 市町村 :11)	・一定規模以上の再エネ設備を導入をする場合には<u>補助をする等のインセンティブ</u>を検討してはどうか。 ・<u>住宅建築費や家賃高騰に対応する</u>使いやすい<u>補助制度の整備</u>が望まれる。 ・今後部材が値上げされる可能性を考慮し、<u>購入や設置に対する補助金制度を充実</u>して欲しい。	・補助金、ゼロ円モデルの普及、金融機関等との連携による具体的な支援策について検討してまいりたい。
制度周知	4件 (建築 :3 ハウス :1)	・建設会社や設計者よりも <u>建築主に</u> この義務をどう <u>周知させるかが重要</u> だと思う。	・再エネ設備の導入の重要性については、長野県ゼロカーボン戦略などで示しており、義務化に当たっては、その理由や必要性を含め、建築主・設計者及び施工業者等への早期の周知を行うとともに、分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
説明内容の標準化	1件 (ハウス :1)	・説明者によって伝わり方に差異が生まれないよう <u>統一様式</u> が欲しい。	・関係者様の理解に資するよう説明の方法などを示したガイドラインの作成や研修会の開催を検討してまいりたい。
その他 (意見なしを含む)	20件 (建築 :7 ハウス :3 市町村 :10)	・「義務化」という言葉ではなくより良い前向きな言葉を使用し、民間をやる気にさせてはどうか。	・「義務化」を前面に出すのではなく、例えば「推進」という言葉を使用することで制度に対する理解を促進してまいりたい。

	意見件数 (主な提出者)	主なご意見	対応の方向性（案）
全般	7件 〔 建築 : 4 ハウス : 1 市町村 : 2 〕	・義務化はよいと思うが、 <u>家づくりが高くなってしまい若い世代が家を持てない</u> と思う。 ・ <u>外皮性能の強化が先でその先に再エネがある</u> ことを考えて制度設計をお願いしたい。	・一般住宅の延床面積が約120㎡であることを勘案し、延床面積300㎡以上の新築建築物に再エネ設備の設置義務がある改正案としており、一般住宅を新築しようとする世代に大きな影響はないと考えている。 ・2050ゼロカーボンの実現のためには両者に優劣はなく可及的速やかに取り組むことが必要であると考えている。
義務の対象外	2件 〔 市町村 : 2 〕	・「知事が導入困難と認める場合」については、 <u>都度協議</u> なのか。いろいろなケースが想定されるため、対象者に混乱が生じないようにする必要がある。	・義務対象外の範囲及びその方法については、適切な設定ができるよう先行する他の自治体の運用も参考にしながら検討してまいりたい。
制度周知	3件 〔 建築 : 2 市町村 : 1 〕	・義務化の必要性や妥当性について県民に対する説明が不足していると思う。もう少し具体的な数値などを並べて、今後必要な事と理解してもらうべきではないか。	・義務化の必要性や妥当性については、これまでの専門委員会において示しており、今後、実施するパブリックコメントなどを通し、引き続き2050ゼロカーボンの実現の重要性などを踏まえた目標達成への取り組みについて丁寧に説明してまいりたい。
支援策	15件 〔 建築 : 8 ハウス : 3 市町村 : 4 〕	・ <u>蓄電池の導入</u> を検討することとしてはどうか。 ・電気事業者は不安定な再エネの電力買取において必ずしも受け入れを義務付けているわけではない。 ・自家消費できる個人宅であれば購入単価比較でメリットが得られるが、アパートやテナント等の貸付物件の場合は自家消費分が微量であり、売電で得られるメリットは全く無いと言い切れる。	・一括発注することで、通常よりも安い費用で設置できる信州の屋根ソーラーグループパワーチョイスを実施しているところであり、引き続き新築建築物だけでなく既存建築物についても再生可能エネルギーの徹底的な普及に取り組んでまいりたい。 ・出力制御率は少なく、また、出力制御の順番は定められていることから、条例の対象となる設備に係る懸念は概ねないと考えている。 ・ある程度の年数を要するが、売電により投資額を回収できる見込みとなっている。
その他 (意見なしを含む)	21件 〔 建築 : 7 ハウス : 3 市町村 : 11 〕	・再エネ設置義務化をするのであれば、 <u>野立て太陽光発電設備の管理放置問題等の地域トラブルを解消してから</u> 行ってほしい。	・長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例を施行したことから、引き続き関係機関と連携しながら同条例に基づく適切な運用をしてまいりたい。

長野県地球温暖化対策条例改正案（省エネ適合義務基準強化）

条例制定の趣旨

2050ゼロカーボンに向け、高い断熱性や省エネ性を有した住宅の普及を図るため、全ての新築住宅の適合義務基準を現行誘導基準に強化する。

義務の対象

全ての新築住宅

※住宅：一戸建ての住宅、併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿

義務化の水準

現行の建築物省エネ法に基づく誘導基準
⇒ **「強化外皮基準」及び「BEI=0.8」**

※住宅性能表示基準では、
・断熱等性能等級：等級5
・一次エネルギー消費量等級：等級6

地域区分	2 地域 軽井沢町、南佐久 郡 4 村、旧開田村 など	3 地域 白馬村、小谷村、 山ノ内町、信濃町 など	4 地域 長野市、松本市、 中野市、飯山市な ど	5 地域 飯田市、喬木 村
断熱等性能 U _A 値	0.40	0.50	0.60	
一次エネ消費量 BEI	0.8			

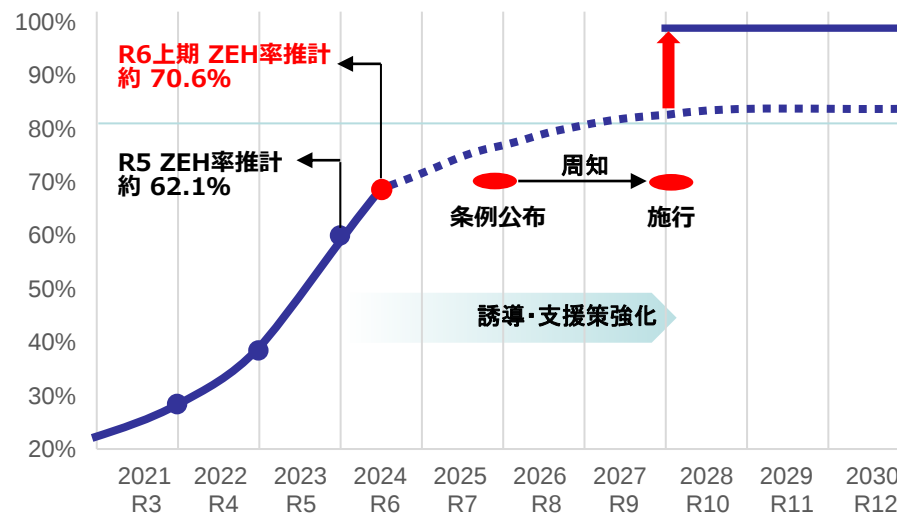
義務化の時期

条例改正：2025年度中目途
⇒ 2年程度の周知期間を経て施行

説明義務の拡大

環境への負荷の低減の検討に関する説明義務の対象を「300㎡未満の住宅」から「10㎡超の全ての建築物」へ拡大
⇒ 再エネ設備の導入検討に係る内容の説明義務と整合

新築住宅における誘導基準適合の割合の推移



※ZEH率：長野県地球温暖化対策条例による省エネ性能の届出・報告制度、新設住宅着工統計、建築工事届により推計

並行して行う支援・誘導策

- ・信州健康ゼロエネ住宅指針・助成金による誘導
※より上位性能への誘導は義務基準強化後も継続
- ・断熱施工講習会を施工団体と共催
- ・報告状況の公表による意識向上

長野県地球温暖化対策条例改正案（再エネ設備設置推進）

条例改正 の趣旨

2050ゼロカーボンに向け、再エネ生産量を拡大するため、一定規模以上の建築物の新築の際に再エネ設備※の導入を義務付ける。※太陽光発電設備、太陽熱利用設備、バイオマス熱利用設備、地中熱利用設備 等

対象

延床面積300㎡以上の新築建築物

法令等の規定により安全に設置できない場合や知事が導入困難と認める場合等は除く※

※義務対象外は、広く普及している太陽光発電設備を基準として設定

時期

条例改正：2025年度中目途 ⇒ 1年程度の周知期間を経て施行

※対象や要件等は、県内の再エネ設備の普及状況や他自治体の事例等を勘案し、条例施行後、段階的な拡大を検討する。

対象者	基準（区分は現行の建築物省エネ法及び県条例で規定する届出等の区分を適用）		
	区分	延床面積 10㎡超300㎡未満	延床面積 300㎡以上
設計者	非住宅	再エネ設備の導入検討に係る内容の説明義務（新設） 建築物の設計者による説明※義務の対象を「300㎡未満の住宅」から「10㎡超の全ての建築物へ拡大」 ※再エネ設備の導入の検討を専門的知見から行い、建築主に説明	
	住宅	説明義務（強化） 設計者による説明を義務化 （現行は求めに応じて説明）	説明義務（新設）非住宅と同じ
建築主	非住宅	再エネ設備の 導入検討義務（継続） 現行の再エネ設備の導入検討義務により導入を促進 ※導入検討に必要な情報等は建築物の設計者から説明（説明義務の対象範囲拡大）	再エネ設備の導入義務（新設） 再エネ設備の設置（敷地も可） 5万MJから50万MJ（太陽光発電の場合約4.5kW～45kW） 延床面積に応じて逦増（4.1万MJ/年＋30MJ×延床面積） （合理的な理由※により設置する再エネ設備のエネルギー量が上記基準を満たさない場合、そのエネルギー量とする（設計者によりその理由を届出）） ※建築面積が小さく再エネ設備を設置できるスペースが限られる場合 ◆共同住宅及び長屋におけるエネルギー量については検討事項とする
	住宅		【義務対象外】 ・法令等の規定により再エネ設備が安全に設置できない場合 ・知事が導入困難と認める場合（多雪地域など）等

長野県地球温暖化対策条例における設計者の説明義務（全体像）

（現行）

	区分	延床面積 10㎡超300㎡未満	延床面積 300㎡以上
設計者	非住宅		情報提供の努力義務 建築主の環境への負荷の低減又は再エネ設備の導入の検討に協力できる者は当該検討に資する情報の提供に努めなければならない。
	住宅	説明義務 建築主から環境への負荷の低減又は再エネ設備の導入の検討を求められたときは、この検討を行い、その内容を説明しなければならない。	情報提供の努力義務（非住宅と同じ）

（改正案）

	区分	延床面積 10㎡超300㎡未満	延床面積 300㎡以上
設計者	非住宅	環境負荷の低減の検討・再エネ設備の導入検討に係る内容の説明義務（新設） 建築物の設計者による説明※義務の対象を「300㎡未満の住宅」から「10㎡超の全ての建築物へ拡大」 ※環境負荷の低減及び再エネ設備の導入の検討を専門的知見から行い、建築主に説明	
	住宅	説明義務（強化） 設計者による説明を義務化 （現行は求めに応じて説明）	説明義務（新設） 非住宅と同じ

2050年に見据える暮らしの質の向上と持続可能な脱炭素社会を実現するため、脱炭素化を一層促進する実行性のある徹底的な省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及拡大を図る。

1 国のZEH水準適合義務付けに先駆けた新築住宅のZEH水準適合義務化

(1) 義務の対象となる建築物及び義務対象者

義務の対象は、建築物省エネ法において建築物エネルギー消費性能基準への適合を義務としている住宅及び複合建築物の住宅部分で新築に係るもの全てとし、その建築主を対象者とする。

(2) 義務の水準

建築物省エネ法第10条に規定する建築主の適合義務の基準を建築物省エネ法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準とする。

		改正前	改正後
UA値／ 地域区分	2地域	0.46	0.40
	3地域	0.56	0.50
	4地域	0.75	0.60
	5地域	0.87	0.8
B E I		1.0	

2 建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化

(1) 義務の対象となる建築物及び義務対象者

義務の対象は延床面積300㎡以上の新築建築物とし、その建築主を対象者とする。

ただし、法令等により設備を安全に設置できない場合や知事が再生可能エネルギー設備の導入が困難と認める建築物などは、適用の対象外とする。

(2) 義務の水準

対象となる建築物の延床面積に比例した量とする。ただし、合理的な理由（経済的理由を除く。）により設置する再生可能エネルギー設備のエネルギー量が基準を満たさない場合には、義務付けるエネルギー量を緩和する。

（基準） 熱及び電気の量＝4.1万MJ＋30MJ×延床面積（5万MJ～50万MJ）

（合理的な理由の例）

- ・建築面積が小さく再生可能エネルギー設備を設置できるスペースが限定されている
- ・屋上又は敷地を駐車場や緑化などに利用し、設置できるスペースが限定されている など

3 設計者から建築主に対する説明義務化

(1) 義務の対象となる建築物及び義務対象者

義務の対象者は、建築主から延床面積10㎡超の建築物の設計委託を受けた設計者とする。

(2) 義務の内容

建築物の新築に当たり、建築主に対し、義務の対象となる建築物に係るライフサイクルコストを考慮した総合的な環境への負荷の低減を図る措置や再生可能エネルギー設備の導入に係る情報を説明する。

（具体的な説明事項）

- ・外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための措置
- ・導入が可能な再生可能エネルギー設備の種別 など